

地域再生法の一部を改正する法律案要綱

第一 地方活力向上地域の範囲の拡大

地方活力向上地域を、東京都の特別区の存する地域以外の地域であつて、当該地域の活力の向上を図ることが必要なものに拡大すること。
(第五条第四項第五号及び第十七条の二第一項第一号関係)

第二 施行期日等

一 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行すること。
ただし、第二の二は、公布の日から施行すること。
(附則第一項関係)

二 所要の規定を整備すること。

(附則第二項関係)